

## 自転車駐車場の附置義務条例について

## 1 概要

平成 28 年 6 月に策定した「横浜市自転車総合計画」に基づき、駐輪需要を発生させる施設（以下、「集客施設」という。）及び共同住宅等を新築又は増築する場合に、自転車駐車場（以下、「駐輪場」という。）の附置を義務付ける条例案を検討しています。

## 2 制度の詳細

## (1) 指定区域

条例の適用範囲は市街化区域とします。

## (2) 対象となる集客施設の用途等

施設の用途	施設の規模	駐輪場の規模
小売店舗、飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店、劇場、病院・診療所、銀行、郵便局、官公署等	施設面積 400 m <sup>2</sup> 以上のもの	施設面積 20 m <sup>2</sup> ごとに 1 台
遊技場、学習施設	施設面積 300 m <sup>2</sup> 以上のもの	施設面積 15 m <sup>2</sup> ごとに 1 台
スポーツ施設	施設面積 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	施設面積 25 m <sup>2</sup> ごとに 1 台

## (3) 駐輪場の設置場所

敷地内又は敷地からおおむね 50m 以内の場所とします。

## (4) 大規模施設の緩和規定

施設の用途により若干異なりますが、施設面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超え 5,000 m<sup>2</sup>までの部分は駐輪台数を 5 分の 1 とすることや、5,000 m<sup>2</sup>を超える部分は算定しない等の規定を設けます。

## (5) 特定商業地域における大規模施設の緩和規定

容積率が 600% 以上の商業地域（以下、「特定商業地域」という。）においては 1,000 m<sup>2</sup>を超える部分について、駐輪台数を 4 分の 3 に緩和する規定を設けます。

(6) 対象となる共同住宅等

施設の種類	施設の規模	駐輪場の規模
共同住宅（ファミリー）	住戸の総数が10戸以上 のもの	住戸1戸ごとに1台
共同住宅（ワンルーム）		住戸1戸ごとに0.5台

(7) 条例の適用がない施設

既存施設や小規模施設は駐輪場の設置を努力義務とします。

(8) 罰則

罰則の対象	罰金額
命令違反	50万円以下の罰金
報告・資料提出をしない	20万円以下の罰金
虚偽の報告・資料提出	
検査拒否・忌避	
駐輪場設置の届出をしない	10万円以下の罰金
虚偽の駐輪場設置の届出	

(9) 経過措置

条例施行日から一定期間内に建築確認申請または計画通知を行い、かつ一定期間内に工事に着手した場合は、駐輪場の設置を義務付けません。

3 今後の予定

本委員会報告後、市民意見の募集及び業界団体等への説明を行ったうえで、できるだけ早期に議案として上程し、ご審議いただく予定です。